

## 保育を取り巻く諸問題への改革に関する要望書

### ― 要望の趣旨 ―

SIDS（乳幼児突然死症候群）は、まだ原因が分からず睡眠中のお子様を保育者が側で見守っている中でも突然発症するため、日本でSIDS予防キャンペーンが始まって二年経った現在も、保育者はSIDSに対して大きな不安をもっている。また、それはお子様を預けられている保護者も同じである。

二〇一六年、厚生労働省SIDS対策強化月間ホームページに乳児の寝返りに関する質問と回答が初めて記載されたが、二〇一九年七月、厚生労働省ホームページに公開された二〇一八年度、厚生労働科学研究報告の中で、睡眠体位について、米国では最近、あまり寝返りに触れず、一歳までは仰向けに寝かせたことを推奨していることが記載されていた。しかし、その報告が公開された後も寝返りに関する回答内容は変わっていない。お子様の命に関わることからも、早急に修正をして頂きたい。

親にとってわが子は宝であり、かけがえのない唯一無二の存在である。大切なお子様の命をさらに守るために、預かり初期はSIDSをはじめ睡眠中の突然死リスクが高くなること、対策としてお子様に合わせた慣らし保育が重要であることを社会全体へ周知頂き、お子様の命を保護者、保育者だけでなく社会全体で守っていくよう実現頂きたい。

保育中のSIDSをはじめ突然死など疾病が発症した場合に保育施設が利用できる補償は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が唯一である。平成二七年度からこの制度に加入できる保育対象が増えたことは大変喜ばしいが、企業主導型保育施設などを除いた認可外保育施設、ベビーシッター、ボランティア保育などは、まだこの制度に加入できない。表に出てきにくいのが、疾病に対応できる補償制度がないことも、保育中にSIDSなど深刻な疾病が発症した時に、ご家族との話し合いを一層難しくしている大きな要因の一つである。さらに、原因の分からないSIDSなどの突然死および呼吸停止による後遺症でお子様に障がいが残られた場合、保育者が相談できる専用の窓口がないことも、ご家族への対応を一層、困難にしている。またそれは、保育関係者の心身に深刻な不調を引き起こす要因にもなる。過去には保育者が自殺をされた悲しい事案も起きている。ご家族と保育側が、より良いかたちで話し合いを終了するためにも、疾病発症時に対応頂ける独自の給付制度の創設および、全国の保育者が利用できるSIDSをはじめ保育睡眠中の呼吸停止事

案に関して相談、傾聴頂ける窓口の開設など、保育者が少しでも安心して保育させて頂ける環境整備が早急に必要である。女性が出産後も安心して働き続けるためにはお子様の保育は不可欠であり、認可外保育施設、ベビーシッター、ボランティア保育の役割は、今後も重要である。お子様の大切な命を守ることとあわせて、お子様に関わる方々も守れるよう、預ける側と預かる側の双方が安心できる環境を構築して頂きたい。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、損害保険会社の施設賠償責任保険などでは補償頂けない突然死をはじめ疾病も給付対象となっている素晴らしい制度であるが、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の加入率が低い。お子様、保護者、保育者のためにも、一〇〇%の加入率に近づけるよう一層の推進を御願いたい。

保育睡眠中にSIDSをはじめ突然死などにつながる呼吸停止が起きた場合、いち早い応急手当実施と一一九番通報が必要であるが、救急現場で人の生死にかかわった経験がない保育者がほとんどのため、応急手当を学ばれていても実際に実施できるかどうか不安を抱えている保育者は多い。また、それは、保護者も同じである。さらにご家庭では保育施設と違い、お子様の緊急事態発生時に在宅されているご家族が他におられない場合もあるため、全て一人で対応しなければならぬこともある。保育者、保護者が大きな不安がある中でも、いち早い一一九番通報および救急隊にお子様を引き継ぐまでの応急手当実施に一層つながるよう、一一九番通報時に「口頭指導」がうけられることを周知頂きたい。また、保護者への口頭指導周知は、家庭で多い乳幼児の事故発生時にも活かされ、窒息などによる死亡事案減少につながることも期待される。

よって保育の諸問題改革の早急な対応を要望するものである。  
このような観点から、以下申し入れる。

#### ― 要望事項 ―

- 一・ SIDS対策強化月間ホームページ内容を一部修正すること。
- 一・ 預かり初期に睡眠中のSIDSなど突然死リスクが高くなることと、その対策を社会全体へ周知すること。
- 一・ 認可外保育施設・ベビーシッター・ボランティア保育の疾病発症時の給付制度を創設すること。
- 一・ 保育睡眠中の呼吸停止事案に関して、保育者の心のケアも含め相談できる窓口を開設すること。

- 一・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の災害共済給付制度  
加入率の推進。
- 一・保育者・保護者へ一一九番通報時の口頭指導を周知すること。

令和二年十二月八日

託児マママミーサービス

代表 中村 徳子

厚生労働省